

第4章 眺望景観保全・形成のための基準

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山の範囲における、「高さの最高限度の基準」や「良好な景観の形成のための基準」を解説します。

1 高さの最高限度の基準

原爆ドーム北側眺望景観保全エリアでは、視点場(平和記念資料館本館下)からの距離に応じて建築物及び工作物の高さを制限します。

個々の地点における建築物及び工作物の各部分の高さ(標高による。)は、次の計算式により求めた高さの最高限度以下とする必要があります。

(1) 高さの最高限度の計算式

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)
 $H_1 = 0.039390 \times L + 4.812$ (m)

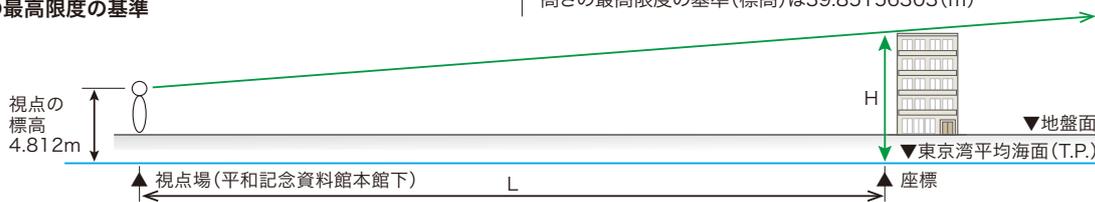
原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)
 $H_2 = 0.051192 \times L + 4.812$ (m)

- ・ H : 建築物及び工作物の各部分の高さの最高限度
- ・ L : 視点場から建築物及び工作物の各部分までの水平距離(m)で、次式により求めます。
 $L = \sqrt{\{(x + 178,364.302)^2 + (y - 26,246.794)^2\}}$ (m)
 但し、x、y は建築物及び工作物の各部分の座標とします。
- ・ 座標は、平面直角座標系に規定する平面直角座標系第3系によります。

計算例

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)内の座標:
 $(x, y) = (-177516.0728, 26514.7771)$ 地点における、
 高さの最高限度の基準

$L = \sqrt{\{(x + 178,364.302)^2 + (y - 26,246.794)^2\}} = 889.5547862$ (m)
 $H = 0.039390 \times 889.5547862 + 4.812 = 39.85156303$ (m)
 高さの最高限度の基準(標高)は39.85156303 (m)

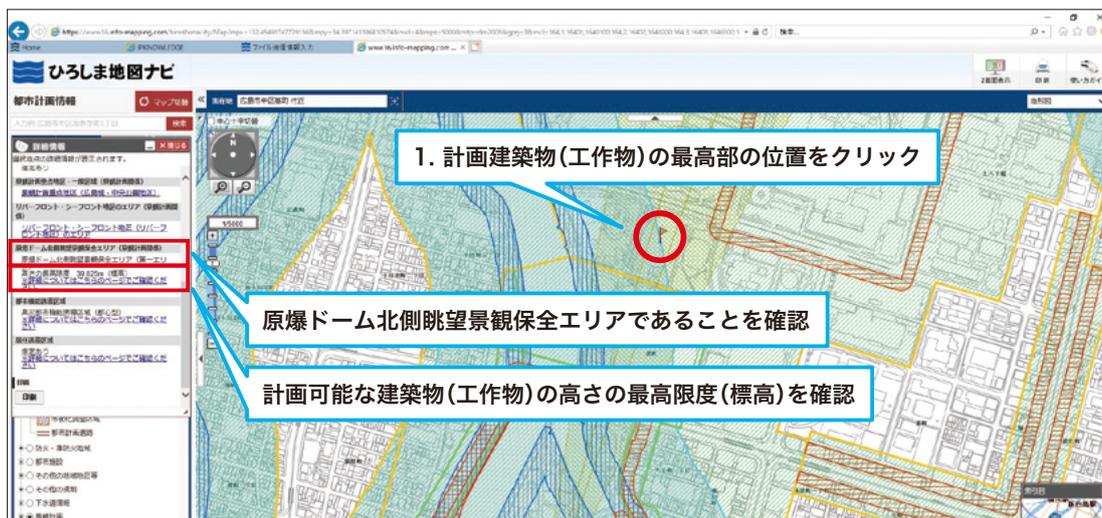


(参考) ひろしま地図ナビによる高さの最高限度の調べ方(参考値)

原爆ドーム北側眺望景観保全エリアの範囲及び、高さの最高限度(標高)については、広島市ホームページの「ひろしま地図ナビ」(<https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal>)により、参考値を調べることができます。

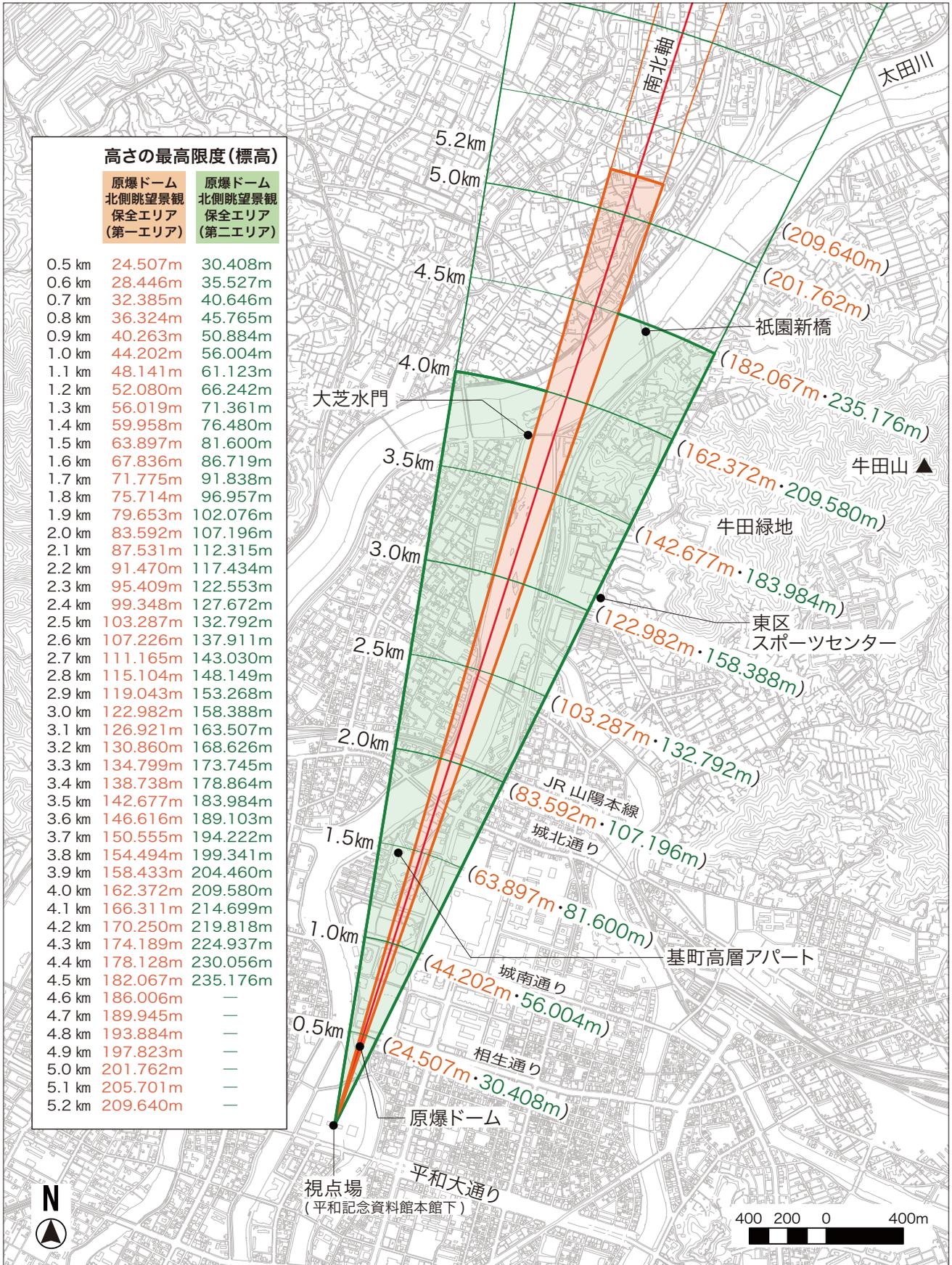
同システム上で、「都市計画情報」をクリック→利用条件を確認の上「同意する」をクリック→住所等から計画地の地図を表示→計画地をクリックすることでクリック地点の情報が表示されます。(以下の画面参照)

なお、地盤面の高さについては、国土地理院のホームページにより、調べることができます。



※届出対象行為であって、計画建築物(工作物)の最高部の高さ、高さの最高限度の高さが僅差である場合は、詳細な算定を行ってください。

(2) 視点場からの距離に応じた高さの最高限度(参考値)



1 景観形成ガイドライン
(原爆ドームを望む南北軸の
眺望景観)について

2 眺望景観保全・
形成の考え方

3 届出制度について

4 眺望景観保全・
形成のための基準

5 その他の関係する
規制について

6 届出等の手続について

(3) 高さの基準適用の具体例

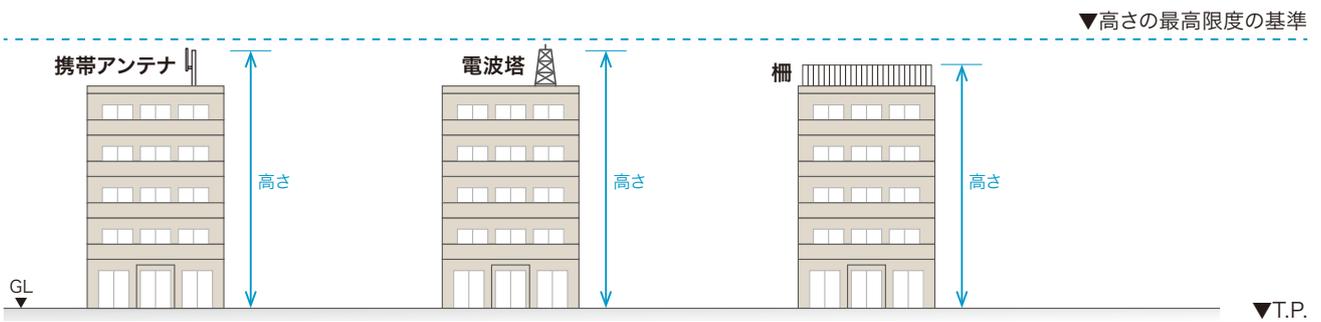
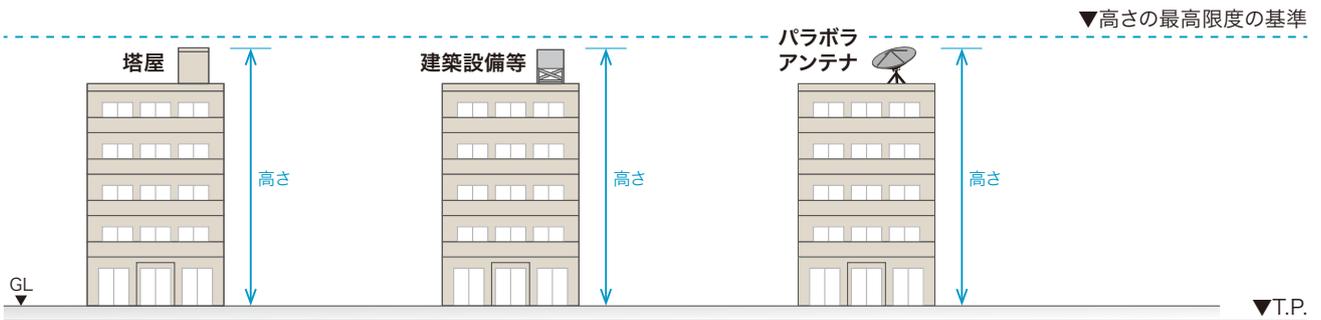
ア 高さを含むもの

地盤に接している建築物や工作物に加え、建築物の新築と合わせて、屋上に塔屋や建築設備、工作物等を設置する場合は、塔屋等を含む最高部の高さを、高さの最高限度の基準以下とする必要があります。

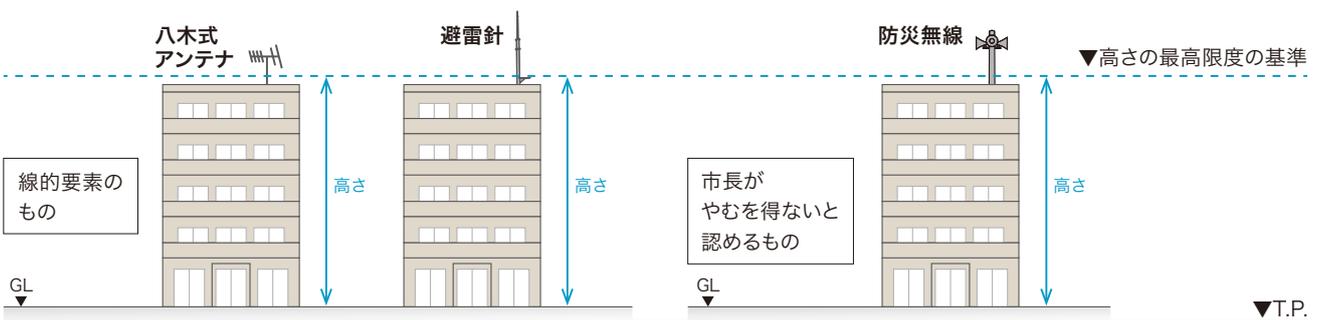
ただし、八木式アンテナや避雷針等、線的要素のもので景観への影響が少ないものや、防災無線等の市長がやむを得ないと認めるものについては、高さに含まれません。

※対象となる建築物や工作物の詳細については、景観形成ガイドライン第3章を参考にしてください。

高さを含むものの例



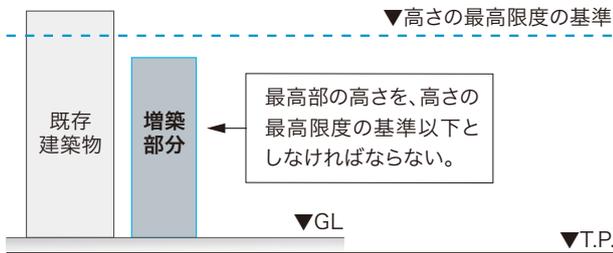
高さに含まないものの例



イ 高さの基準の適用除外

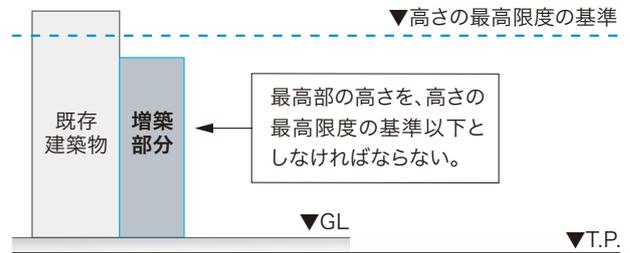
同一敷地における別棟の増築

同一敷地において、別棟で増築する場合は新築扱いとし、既存建築物は適用除外となります。



既存建築物と一体での増築

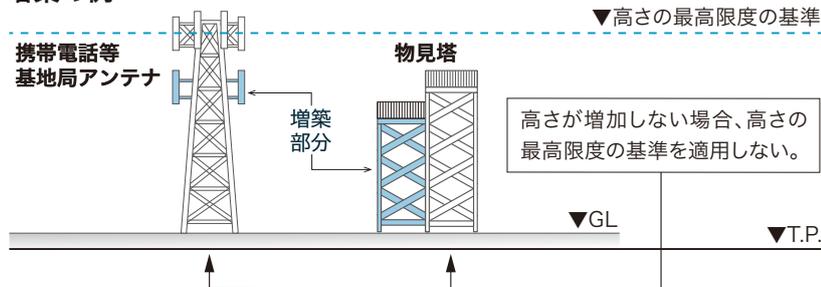
既存建築物と一体で増築する場合でも、別棟で増築する扱いと同様に、既存建築物は適用除外となります。



既存工作物と一体での増築

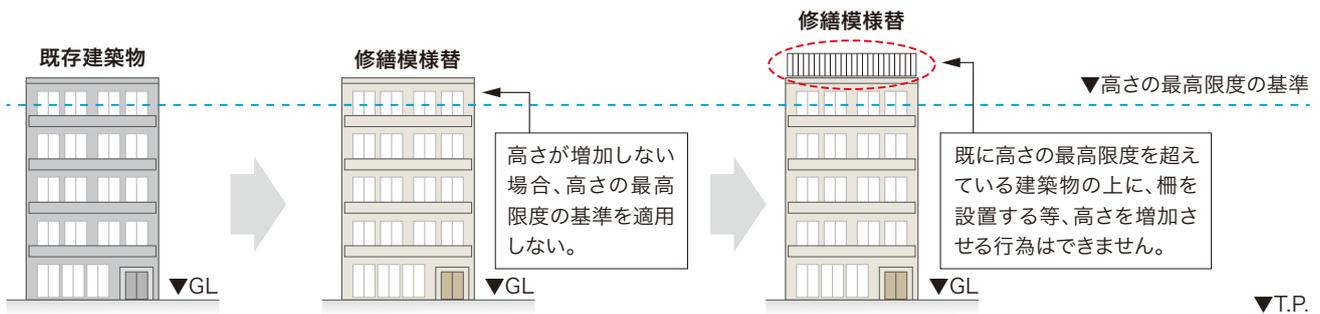
高さが増加しない増築等を行う既存工作物は、適用除外となります。

増築の例



既存建築物の修繕模様替え

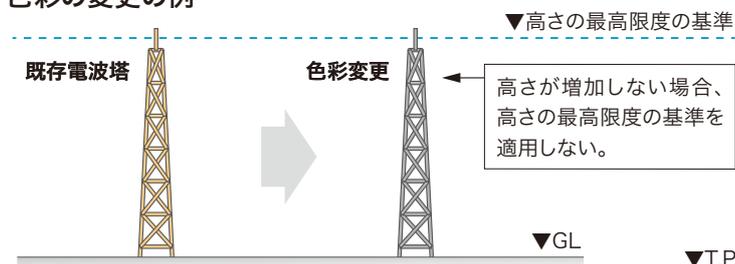
高さが増加しない修繕模様替えを行う既存建築物は、適用除外となります。



色彩の変更

建築物の修繕模様替えと同様の扱いとします。

色彩の変更の例



2 良好な景観の形成のための基準

(1) 原爆ドームの背景となる阿武山における建設の制限

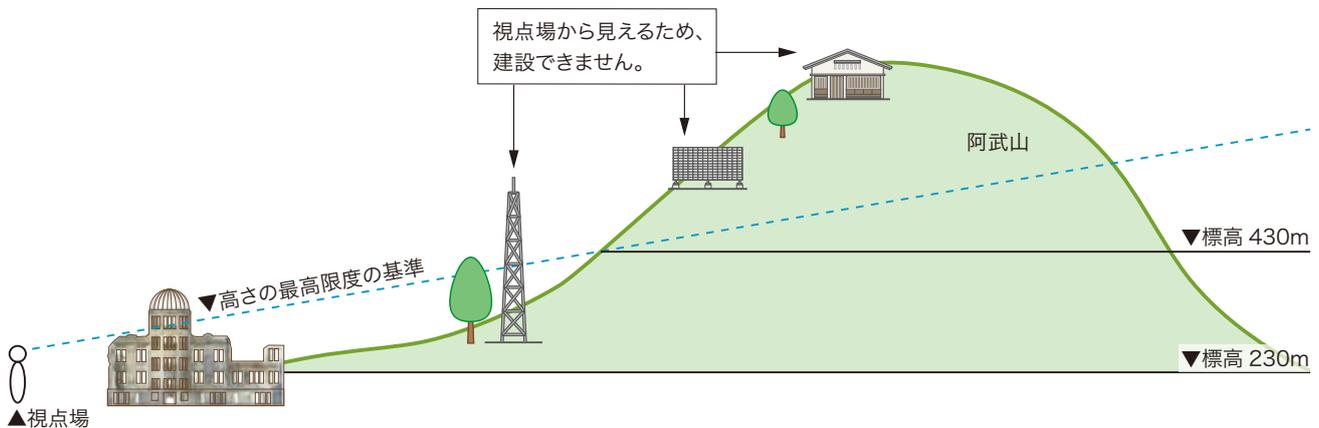
原爆ドームの背景となる阿武山に建設する建築物及び工作物は、目指すべき姿に影響を及ぼすおそれのないよう、基本的に各部分の高さを、高さの最高限度の基準以下とする必要があります。

ただし、建築物等が樹木などで遮蔽されている場合や、建設場所が山の稜線の背後である等、建築物や工作物が視点場から見えないと確認できるものについては、高さの最高限度の基準を超えて建設することが可能です。

建設できない例

視点場から見えるもの

建築物や工作物の各部分の高さが、高さの最高限度の基準以上であり、視点場から見えるものは、建設できません。

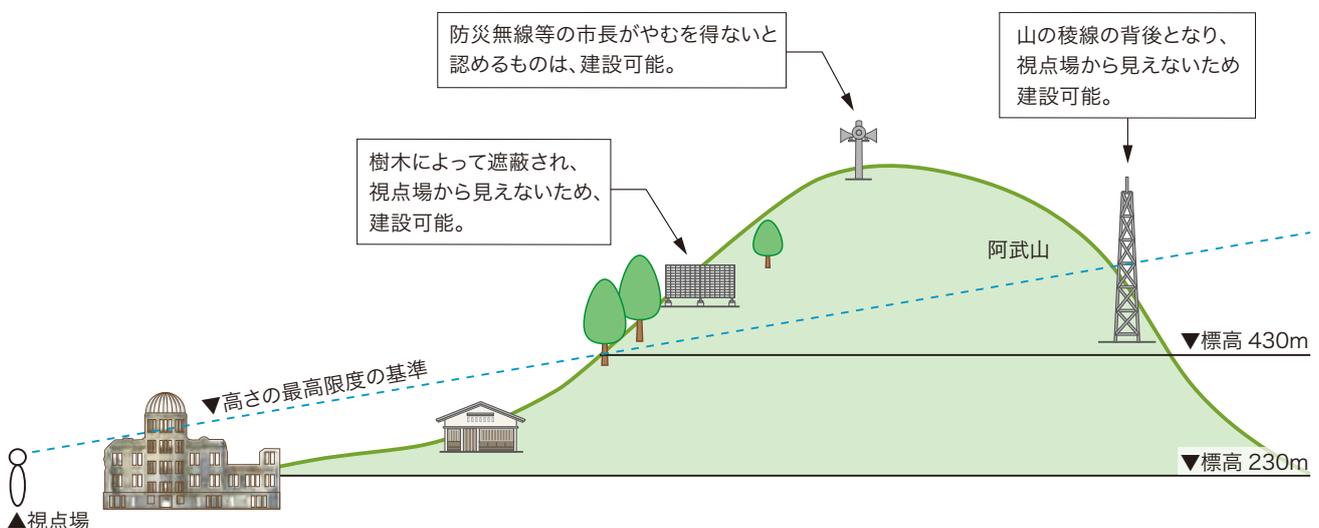


建設可能な例

視点場から見えないもの・市長がやむを得ないと認めるもの

高さの最高限度の基準以上であっても、視点場から見えないと確認できるものは、建設可能です。

また、視点場から見えるものであっても、防災無線等の市長がやむを得ないと認めるものについては、建設可能です。



(2) 上空に向かって照射する照明装置の設置の制限

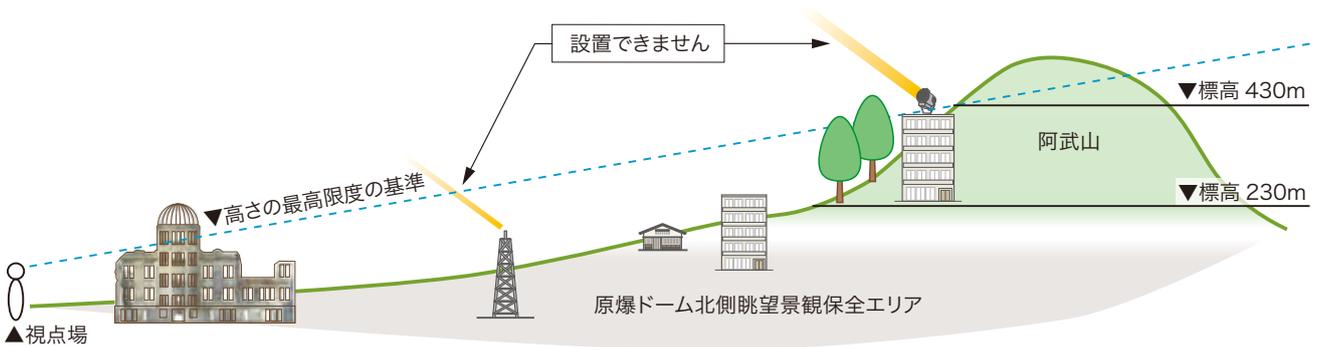
原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山において、建築物及び工作物の建設等に付帯して設置する照明装置のうちレーザー光線やサーチライト等の光の量が多く、上空に向かって照射するようなものなどは、目指すべき姿に影響を及ぼすおそれがあることから、設置できません。

ただし、市長が公益上または用途上やむを得ないと認めるものについては、設置することが可能です。

設置できない例

目指すべき姿に影響を及ぼすおそれのあるもの

(例：上空に向かって照射するレーザー光線、サーチライト)



設置可能な例

目指すべき姿に影響を及ぼすおそれのないもの

(例：建築物、工作物、屋外広告物を照らす目的で設置され、上空に漏れる光の量が少ないもの)

市長がやむを得ないと認めるもの

(例：航空障害灯等の市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるもの)

